

浦臼町DX推進方針

令和4年度～令和7年度

目 次

| | |
|--|---|
| 1 自治体DXに関する全体方針 | |
| (1) 自治体DXの背景..... | 1 |
| (2) 自治体DXに関する取組を推進する目的..... | 1 |
| (3) 計画期間 | 1 |
| 2 取組事項 | |
| ① 国の定める重点取組事項（6項目） | |
| (1) 自治体情報システムの標準化・共通化 | 2 |
| (2) マイナンバーカードの普及促進..... | 2 |
| (3) 行政手続のオンライン化..... | 2 |
| (4) AI・RPAの活用による業務の推進..... | 3 |
| (5) テレワークの推進 | 3 |
| (6) 情報セキュリティ対策の徹底..... | 3 |
| ②自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組 （3項目） | |
| (1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進..... | 4 |
| (2) デジタルデバйд対策..... | 4 |
| (3) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し..... | 4 |
| ③その他DXに係る取組（5項目） | |
| (1) 業務のペーパーレス化..... | 5 |
| (2) 情報発信の充実..... | 5 |
| (3) 電子マネー決済の導入..... | 5 |
| (4) オンライン会議の活用..... | 5 |
| (5) 業務プロセスの改善..... | 6 |
| 3 工程表 | |
| 工程表..... | 7 |
| 4 推進体制 | |
| (1) 推進体制の整備..... | 8 |

1 自治体DXに関する全体方針

(1)自治体DXの背景

情報通信技術（ICT）をめぐる技術の進歩は急速なスピードで進展しており、特にスマートフォンが普及してからは、ネットワークインフラの発展による大量のデータ流通と相まってコミュニケーションの在り方をはじめ、仕事、観光、医療、介護等生活のあらゆる場面でデジタル技術が必要不可欠なものとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、Web会議やオンライン教育、テレワークやワーケーションなど、働き方やライフスタイルの変化を加速させ、「新たな日常」が広がり始めています。

一方で行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れも明らかなものとなり、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進が求められています。

(2)自治体DXに関する取組を推進する目的

デジタル技術を活用して、行政サービスを受ける住民の利便性を向上させるとともに、職員の業務効率化を図ること、それによって得られる人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことを目的とします。

(3)計画期間

本方針の計画期間は、令和4年度から令和7年度までとします。

なお、国が検討を進める自治体情報システムの標準化・共通化、ガバメントクラウドの整備、マイナンバーカードの普及状況等の最新動向を踏まえ、必要に応じて方針の見直しを随時行います。

2 取組事項

① 国の定める重点取組事項（6項目）

（1）自治体情報システムの標準化・共通化

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)において、自治体ごとに仕様の差異が生じていた情報システムの統一を行い、全国における行政サービスの平準化を図ること、仕様の標準化によりシステム導入コストが削減されることを目的に、令和7年度を期限として情報システムを国が定める標準化基準に適合させなければならないとされています。本町においても、ベンダー等関係各所と連携の上標準準拠システムの導入やクラウド活用を進めてまいります。

○当町において標準化を要する情報システム（16システム）

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・住民記録・選挙人名簿管理・固定資産税・個人住民税・法人住民税・軽自動車税・国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療・介護保健・障がい者福祉・健康管理・児童手当・戸籍・戸籍附票・印鑑登録 |
|--|

（令和4年9月末現在）

（2）マイナンバーカードの普及促進

国は令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、普及促進活動を行っています。

本町においても同様に、マイナンバーカードの普及促進活動に取り組んでまいります。

また、町民がマイナンバーカードを取得するメリットを享受できるようにするため、医療機関においてマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう整備するほか、マイナンバーカードを用いたオンライン申請を普及させ、時間・場所を問わず行政手続の申請を行えるよう整備してまいります。

（3）行政手続のオンライン化

「デジタル行政推進法」（平成14年法律第151号、令和3年5月19日改正）において、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠な「デジタル3原則」が基本原則として明確化され、国の行政手続のオンライン化実施が原則とされるとともに、自治体においても行政手続のオンライン化実施に取り組むことが努力義務と

なっており、令和4年度末までに子育て、介護関係など27手続の申請をオンライン上でもできるように措置しなくてはならないとしています。

当町では上記27手続のオンライン化を進めるとともに、その他手続についても住民の利便性向上と事務作業の効率化を目指し、費用対効果、住民ニーズなどを手続ごとに確認しながら、オンライン化を推進していきます。

さらに、オンライン申請の受付・審査・決裁・書類の保存といった一連の業務の流れを確立させ、オンライン化へのスムーズな移行体制をとるとともに、町民など利用者に対してもオンライン申請が行えることを周知し、オンライン手続の普及を促進していくことにより、その効果が大きく発揮されるよう取り組んでまいります。

(4) AI・RPAの活用による業務改善の推進

国資料「自治体DX推進方針2.0版」(令和4年9月2日策定)では本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、人的資源を本来注力すべき業務に振り向け、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくため、AIやRPAなどのデジタル技術を今後積極的に活用すべきとされています。当町においても国等の情報を注視しながら、今後起きる職員数の減少に対応できるよう、AI・RPAの活用を検討していきます。

(5)テレワークの推進

コロナ禍に対応する新しい働き方として、社会一般にテレワークが普及しています。当町においても、重大な感染症発生時や災害時における行政機能維持と、職員一人ひとりのライフステージに合わせた多様な働き方を可能にすることを目的に、テレワークの本格的運用に向け検討していきます。

(6)情報セキュリティ対策の徹底

業務内にデジタルツールを利活用する上では、これまで以上に情報セキュリティを意識することが必要です。令和3年度にはハード面におけるセキュリティ機能の強化を目的に行政業務に使用するサーバの更新を行いました。最新のサイバーセキュリティ技術の動向を踏まえ、適切に情報セキュリティポリシーの見直しを行い、インシデント防止を徹底するとともに、研修等を通じて職員一人ひとりの情報セキュリティ意識を向上させてまいります。

② 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組（3項目）

（1）デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をつくることを目指して、官民双方による地方におけるDXを推進するとしており、令和3年度よりデジタル田園都市国家構想推進交付金を整備し、自治体の取組を支援しています。デジタル技術を活用した地域課題の解決ならびに地域活性化を図るため、当町におけるデジタル田園都市国家構想交付金の活用可能性を検討してまいります。

（2）デジタルデバイド対策

デジタルデバイドとはインターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のことです。これからのデジタル社会を生きる上では、インターネット等のツールを活用することが不可欠です。これまでに行った取組として、高速・大容量のデータ通信を可能にするため町内全域に光ファイバによる通信網を整備したほか、主要公共施設におけるwi-fi無線の整備を行いました。また、町民それぞれがデジタル社会で快適に生活できるスキルを身につけるため、スマートフォンやタブレット等のデジタルツールの基本的な使い方を学習する機会を設けます。

（3）デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

現在、行政業務の多くが書面や目視などのアナログ的手法にて行うと法律等で規定されており（アナログ規制）、これがデジタル化の推進を阻害する一因となっています。令和3年11月に創設された内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」の報告によると、デジタル化を阻害する法律・政令・省令について調査したところ、約5,000条項の規制が該当しました。同時に、地方自治体におけるデジタル化を推進させるため、条例等におけるアナログ規制の点検を行うためのマニュアルを作成し、自治体の自主的な取組を支援するとしています。

当町においても、DXを推進する上で不要なアナログ規制を是正すべく、上記マニュアルを参考にしながら、条例等の見直しを行ってまいります。

③ その他DXに係る取組(5項目)

(1) 業務のペーパーレス化

紙代など金銭コストの削減、資料印刷、配布などの手間の削減、環境負荷への配慮から、業務のペーパーレス化の重要性が世間一般に広まってきています。当町においても、ペーパーレス化の可能性を実証実験等も踏まえながら検証してまいります。また、ペーパーレス化に必要な備品の整備など付随して考えなくてはならない事項があり、本格的運用については費用対効果も考えながら検討してまいります。

(2) 情報発信の充実

日常生活におけるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及はめざましいものがあります。現在SNSは単なる連絡手段にとどまらず、生活に必要な情報がSNSを通じて手に入る時代となっています。当町における情報発信の手段は広報紙、回覧文書、防災無線、ホームページが主でしたが、これにSNSによる発信を加えることにより、すべての町民に必要な情報が伝達できることを目指します。

(3) 電子マネー決済の導入

行政サービス利用者の利便性向上を目的に、先進自治体による電子マネー決済の導入が始まっています。当町における電子マネー決済の費用対効果、住民ニーズ、導入可能なサービスを確認しながら、電子マネー決済の導入を検討してまいります。

(4) オンライン会議の活用

コロナ禍を契機に、不特定多数との接触を避ける目的からオンライン会議の需要が高まっており、今では外部機関との会議の半数以上がオンラインでの開催となっています。時間・場所等柔軟性をもって行えるオンライン会議の利点を活かし、コロナ禍以後においてもオンライン会議を積極的に活用し、職員の業務効率化を目指します。

(5) 業務プロセス改善の取組

D X推進の取組と並行して、デジタル化以後における業務プロセスの改善も必要です。業務にデジタルツールを活用する強みを活かし、これまでの対面、書面、押印を中心とした業務プロセスを見直し、住民、職員双方にとって効率的な行政サービスの構築に向けて、全職員をあげて取り組んでまいります。

業務プロセス改善の具体例

- ・ 行政文書における押印の廃止・対面による会議、打ち合わせをオンラインに切替
- ・ デジタルツールを活用することにより発生した、行政手続における不要な工程の廃止

3. 工程表

| 取組事項 | | 令和3年度 以前 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 摘要 |
|--------|--------------------------|---|------------------|---------------|-------|-------|----------------------------------|
| 重点取組事項 | 自治体情報システムの標準化・共通化 | | 工程の作成 | 仕様等準備期間 | | 運用開始 | 法期限：令和7年度末 |
| | マイナンバーカードの普及促進 | | 普及促進活動 | 健康保険証として利用 | | | |
| | 行政手続のオンライン化 | | オンライン化 (27手続) | その他手続オンライン化 | | | 27手続：4年度末まで |
| | AI・RPAの普及促進 | | | 導入可能性の検討 | | | |
| | テレワークの推進 | 端末購入 | | 制度設計 | 運用開始 | | |
| | 情報セキュリティ対策の徹底 | セキュリティポリシーに基づく庁内業務の遂行 職員向け研修の実施（令和6年度予定） | | | | | 【導入済】 ・ネットワーク三層分離 ・デバイスロック |
| その他事項 | デジタル田園都市国家構想 推進交付金の活用 | | 導入可能性検討 | | | | |
| | デジタルデバйд対策 | | スマホ教室 開催 | その他ツールの講座開催検討 | | | |
| | 条例等の規制の点検・見直し | | | 条例改正 | | | 押印廃止等 |
| | 業務のペーパーレス化 | | | 導入可能性の検討 | | | |
| | 情報発信の充実 | SNS研修 | SNSによる情報発信 | | | | Twitter,Instagram等 |
| | 電子マネー決済の導入 | | | 導入可能性の検討 | | | |
| | オンライン会議の活用 | 端末購入 | オンライン会議の積極的活用 | | | | |
| | 業務プロセス改善の取組 | | 各所管業務のプロセス見直し | | | | |

4 推進体制

(1) 推進体制の整備

本町におけるDXの推進は、全ての職員に関連する全庁的かつ横断的な取組です。

これを効率的かつ効果的に推進していくために、次のとおり体制を整備します。

ア 最高情報統括責任者（Chief Information Officer、以下「CIO」という。）

CIOは本町のDX全体を指揮統括する者であり、副町長の職にある者をもって充てます。

イ CIO補佐

CIOの任務を補佐する役割として、総務課長の職にある者をもって充てます。

ウ DX推進事務局

DX推進を円滑に遂行するために必要な連絡調整役として、総務課企画係にある者をもって充てます。

エ 所管課の役割

所管課は本方針「2 取組事項」の遂行にあたります。また、それには課、係をまたいだ横断的な連携が必要です。関連課・係によるグループをつくり、情報共有等を密に行いながら業務を遂行します。

オ 体制の見直し

必要に応じて推進体制の見直しを行い、DXを推進します。

【DX推進体制のイメージ図】

